

情報本部仕様書			
物品番号	仕様書番号		
品名 又は 件名	外付け塩害フィルター	DIH-LD-23025	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年10月 4日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部電波部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部美保通信所（以下，“官側”という。）の局舎に設置する外付け塩害フィルターについて規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、**GLT-CG-Z000001AA**（陸上自衛隊一般装備品等共通仕様書）による。

1.2.1 外付け塩害フィルター 局舎の既存ウェザーカバーに接続する、SUSダクト、フィルタユニット（各フィルター）及び架台を含む、本備品全体をいう。

1.2.2 既存ウェザーカバー 局舎に既設されているウェザーカバーをいう。

1.2.3 SUSダクト 既存ウェザーカバーに接続し、フィルタユニットまで浄化した空気を送気する部分

1.2.4 フィルタユニット 除塩フィルター及び粗塵フィルター本体を保持する筐体をいう。

1.2.5 除塩フィルター 市販されている交換可能な中高性能フィルター本体をいう。

1.2.6 粗塵フィルター 市販されている交換可能な粗塵フィルター本体をいう。

1.2.7 架台 SUSダクト、フィルタユニット等を固定する架台をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

a) 法令等

防衛省所管物品管理取扱規則（令和2年3月25日省訓第14号）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊一般装備品等共通仕様書

2 製品に関する要求

2.1 一般事項 製造会社の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 製品の構成 製品は**表1**のもの（または要求性能を満たす他社製品を含む。）とし、契約の相手方が準備するものとする。

表1 製品の構成及び数量

No.	製品	カタログ製品名 (参考)	単位	数量	該当機械室	
1	外付け塩害フィルター	—	式	1		
(構成内訳)						
1.1	SUSダクト	(小)	—	台	1	A
		(中)	—	台	2	B及びC
		(大)	—	台	1	D
1.2	フィルタユニット	日本無機 PFL-2010-PM0	台	3	A～C	
		日本無機 PFL-3010-PM0	台	1	D	
1.3	除塩フィルタ	日本無機 LMXL-70-90S	台	4	A～D	
1.4	粗塵フィルタ	日本無機 DS-600-31-REA-20	台	4	A～D	
1.5	架台	(小)	—	台	1	A
		(中)	—	台	2	B及びC
		(大)	—	台	1	D
1.6	予備品	日本無機 LMXL-70-90S	台	4		
		日本無機 DS-600-31-REA-20	台	4		
要求性能	各フィルタの濾過性能			初期圧力損失		
	段階濾過型	【粗塵用】 JIS11 種 捕集効率(平均) 82%(質量法)			機器室A : 91Pa 以下 機器室B : 185Pa 以下 機器室C : 185Pa 以下 機器室D : 170Pa 以下	
		【除塩用】 JIS B 9908 形式2 粒子捕集率 90%(0.7 μ m) 同 80%(0.4 μ m)				
	その他					
1 除塩フィルター, 粗塵フィルター及びネジ類は日本産業規格品または同等以上のものとし, 耐塩害仕様とする。 2 SUSダクト及び架台は製造会社の規定する仕様及び社内規格によるものとし, 耐塩害仕様とする。 3 除塩フィルター及び粗塵フィルターは, 容易に取付け取り外し交換できるものとする。 4 フィルタユニットは, 防水機能を有し除塩フィルター及び粗塵フィルターを保持できるものとする。						

2.3 実施内容 表1における1.1～1.5を局舎の給排気口A～Dの4箇所に据え付ける。

2.3.1 実施時期 本契約の実施時期については, 事前に官側と調整するものとする。

2.3.2 実施場所 鳥取県境港市渡町21番地 情報本部美保通信所内(細部, 図1による。)

2.3.3 実施計画書の作成 契約の相手方は, 契約締結後速やかに, 官側と調整し次に示す内容を記載した実施計画書を作成し, 提出するものとする。

a) 作業予定表(作業の実施は原則平日0800～1700とする。)

b) 作業要領

c) その他必要事項

2.4 実施要領

2.4.1 契約の相手方は、「作業予定表」に変更がある場合は、事前に監督官と調整の上で作業する。

2.4.2 契約の相手方は、本契約の範囲を超える事態が発生した場合は、監督官へ通知する。

2.4.3 据付にともなう発生材は、契約の相手方が処分する。

2.5 据付要領

a) 図1に示す給排気口4か所に図2-1から図2-4のとおり据付ける。

b) 架台の金具固定にあたっては埋込70mm以下とする。細部は図3による。

2.6 実施報告書等の作成 契約の相手方は、作業完了後速やかに、次に示す文書を作成し官側に提出するものとする。

a) 実施報告書

b) 納品書

c) 単価表

3 品質保証

3.1 監督・検査 監督及び検査は、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 提出書類

契約の相手方は、表2に示す提出書類を作成し、官側の確認を得た後、提出するものとする。

表2 提出書類

番号	項目	数量	提出時期	提出先	媒体	備考
1	実施計画書	1部	契約後、速やかに	美保通信所	紙	a) 作業実施日時，作業実施項目，要領を記載すること。 b) 任意様式
2	実施報告書	1部	終了後、速やかに			a) 実施計画書に基づく実施内容を記載すること。 b) 任意様式
3	納品書	1部				防衛省所管物品管理取扱規則 に基づき作成すること。
4	単価表	1部				a) 製品及び資材，役務の各単価を記載すること。 b) 任意様式
備考						
※実施報告書には、各外付け塩害フィルターごと、セットアンカー用の掘削の深さがわかる写真及び据付時の固定箇所の写真を含ませる。 ※ 実施報告書には、必要機能を満たす資料を含ませる。						

5 その他の指示

5.1 情報の保全等

a) 契約の相手方は、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

- b) 契約の相手方は、当該地域に立ち入る際に必要な手続きを行うものとする。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、防衛省が規定する関係規則類に基づき、許可を得るものとする。

5.2 官側の支援

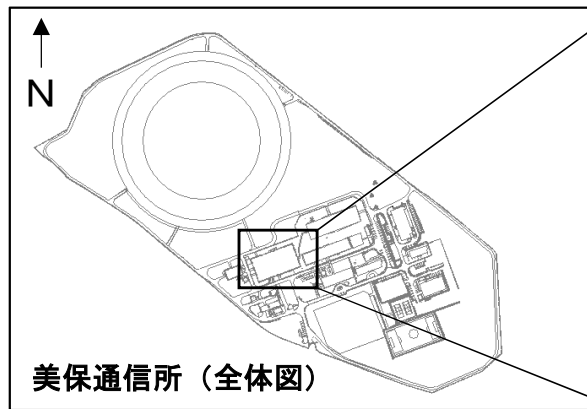
契約の相手方は、本契約において官側の支援が必要な場合は、官側と調整の上、官側が必要と認めた事項について支援を受けられる。

5.3 養生

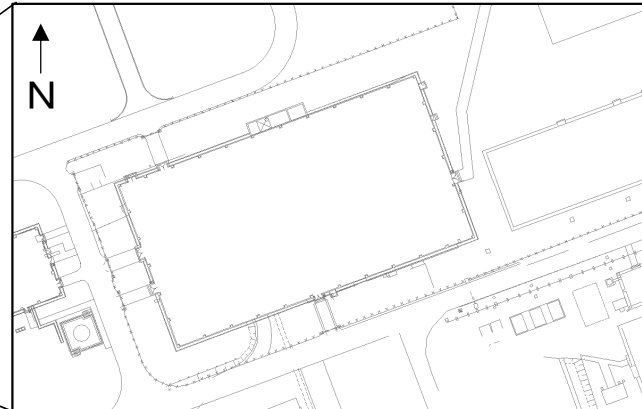
契約の相手方は、施設等を破損することのないよう養生するものとし、破損した場合は監督官へ報告するものとする。なお、養生に必要な材料は、契約の相手方が準備するものとする。

5.4 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。



美保通信所（全体図）



既存ウェザークカバー（8か所）の
うち取付箇所4か所（太矢印）

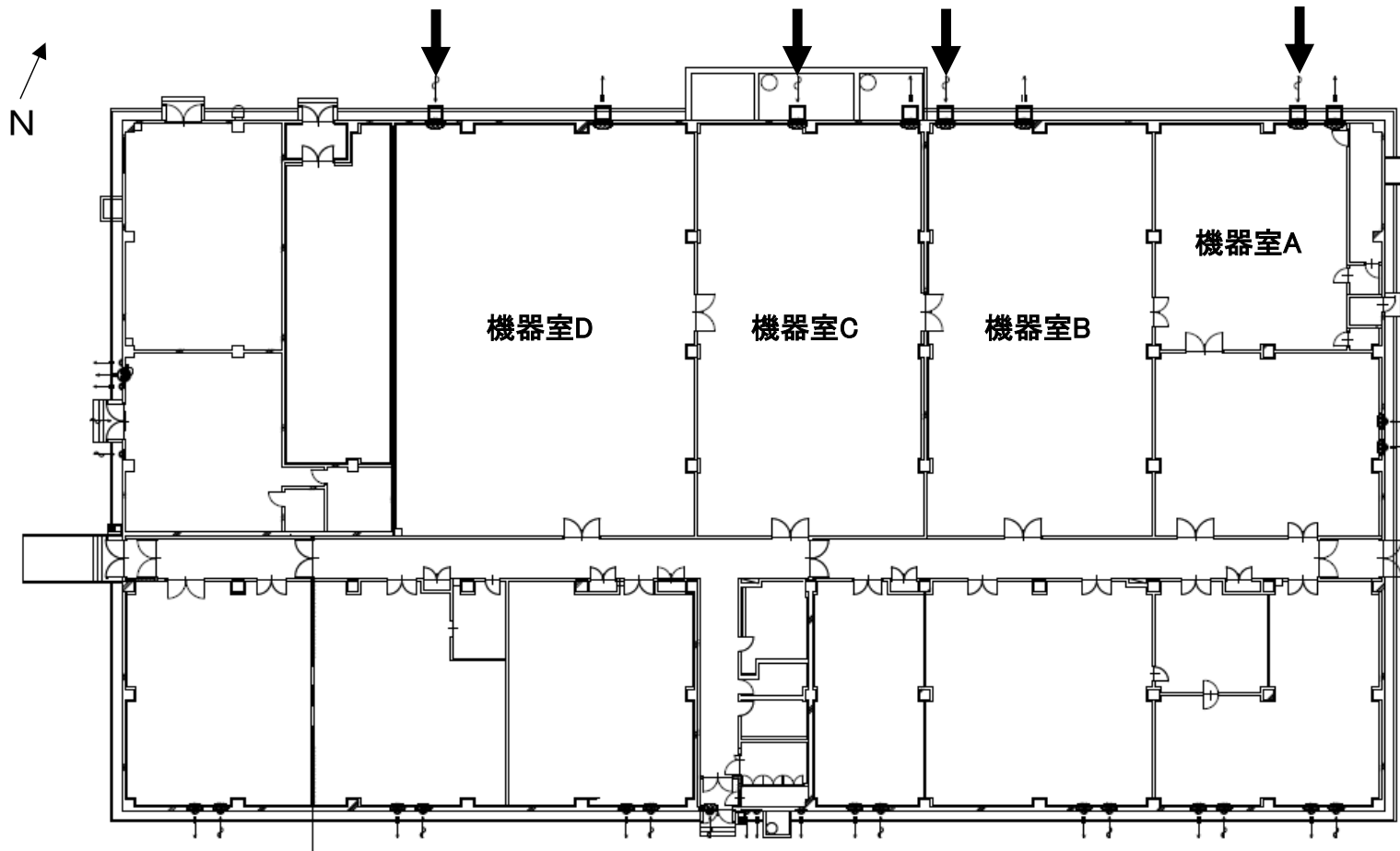
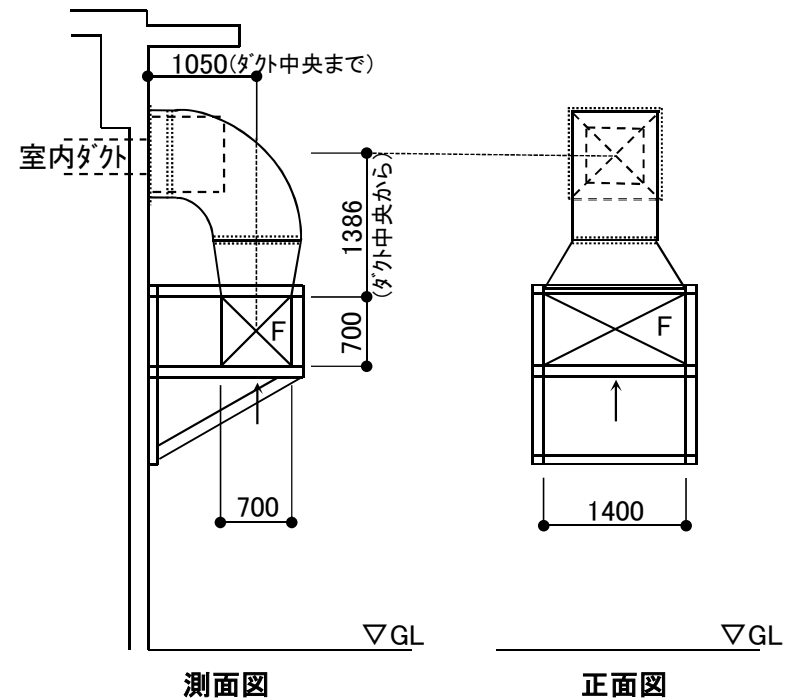
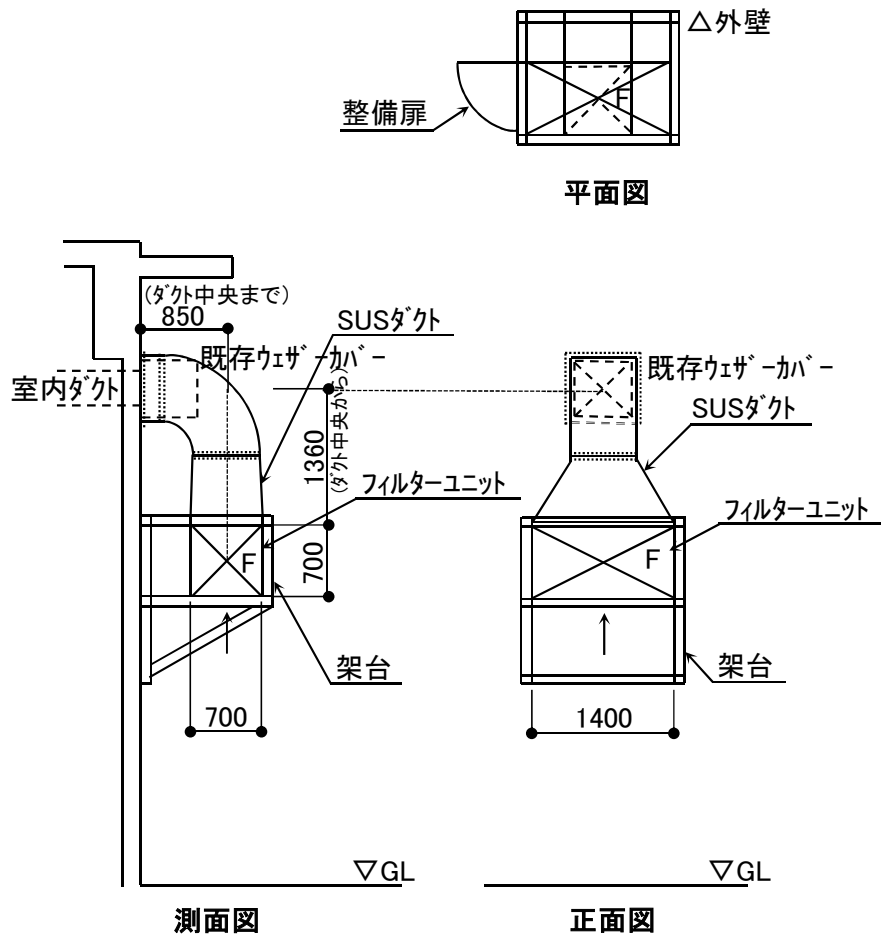


図1 納入及び据付場所

機器室A

機器室B及びC

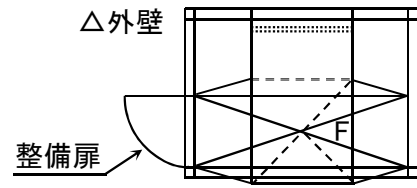


各室共通事項
 ※フィルタの交換は容易に可能なものとする

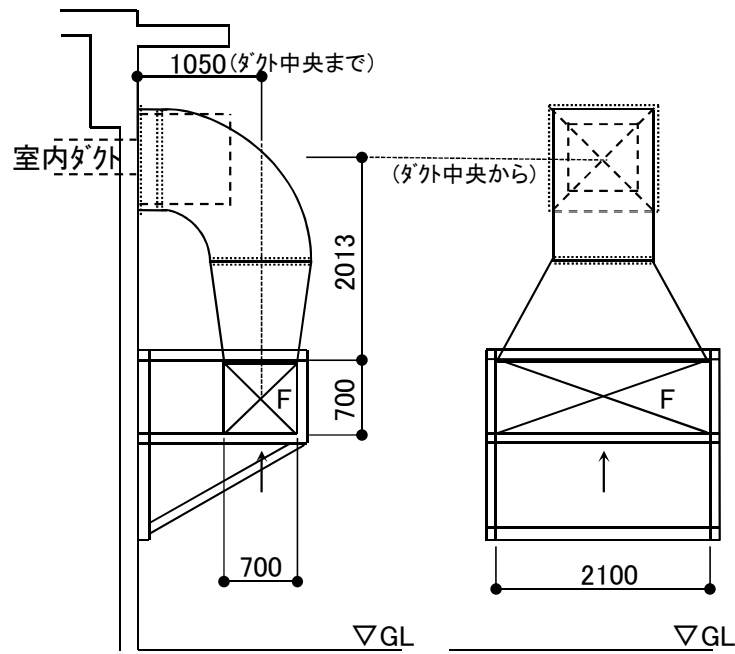
図 2 - 1 据付要領図 (機器室A)

図 2 - 2 据付要領図 (機器室B及びC)

機器室D



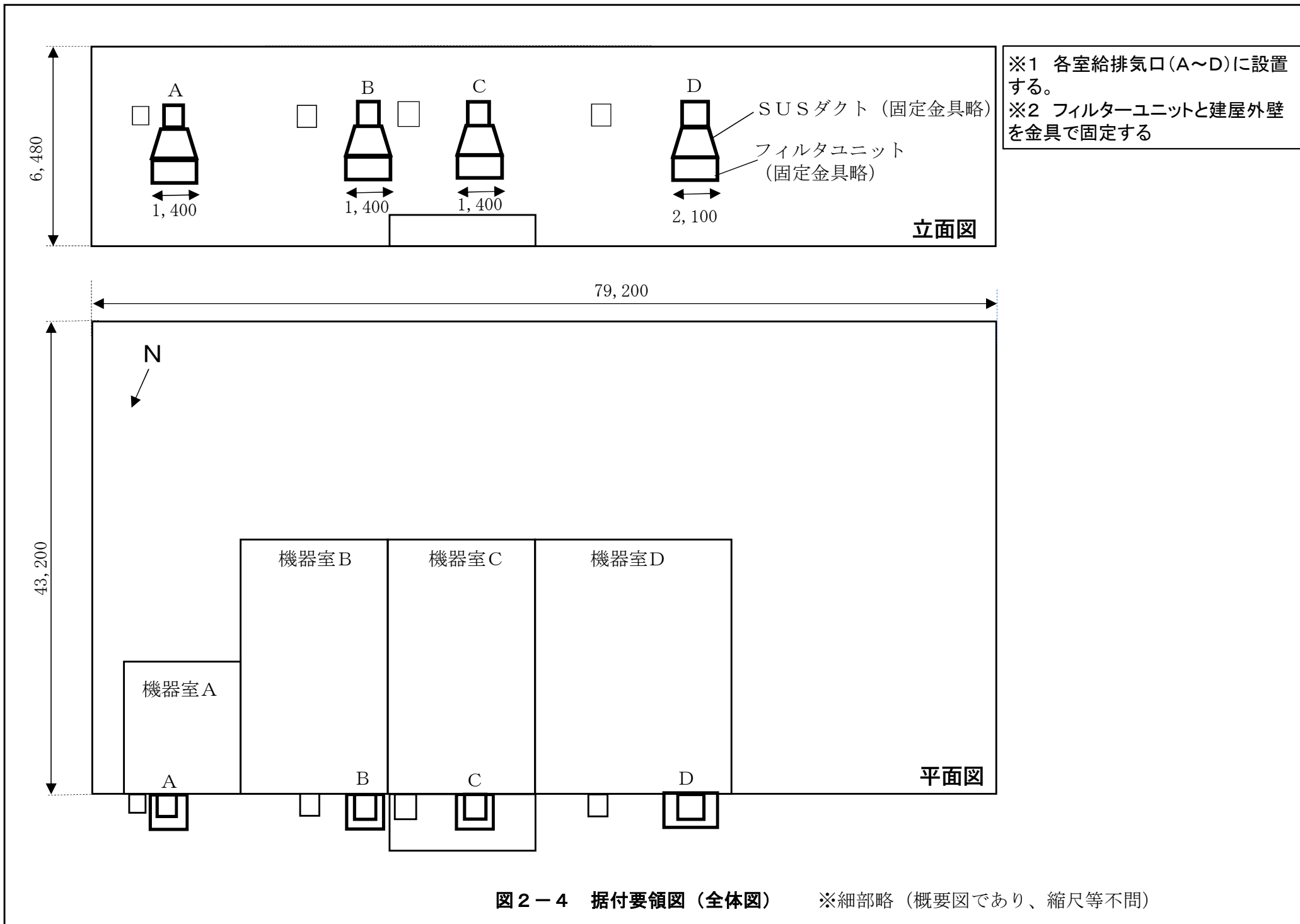
平面図

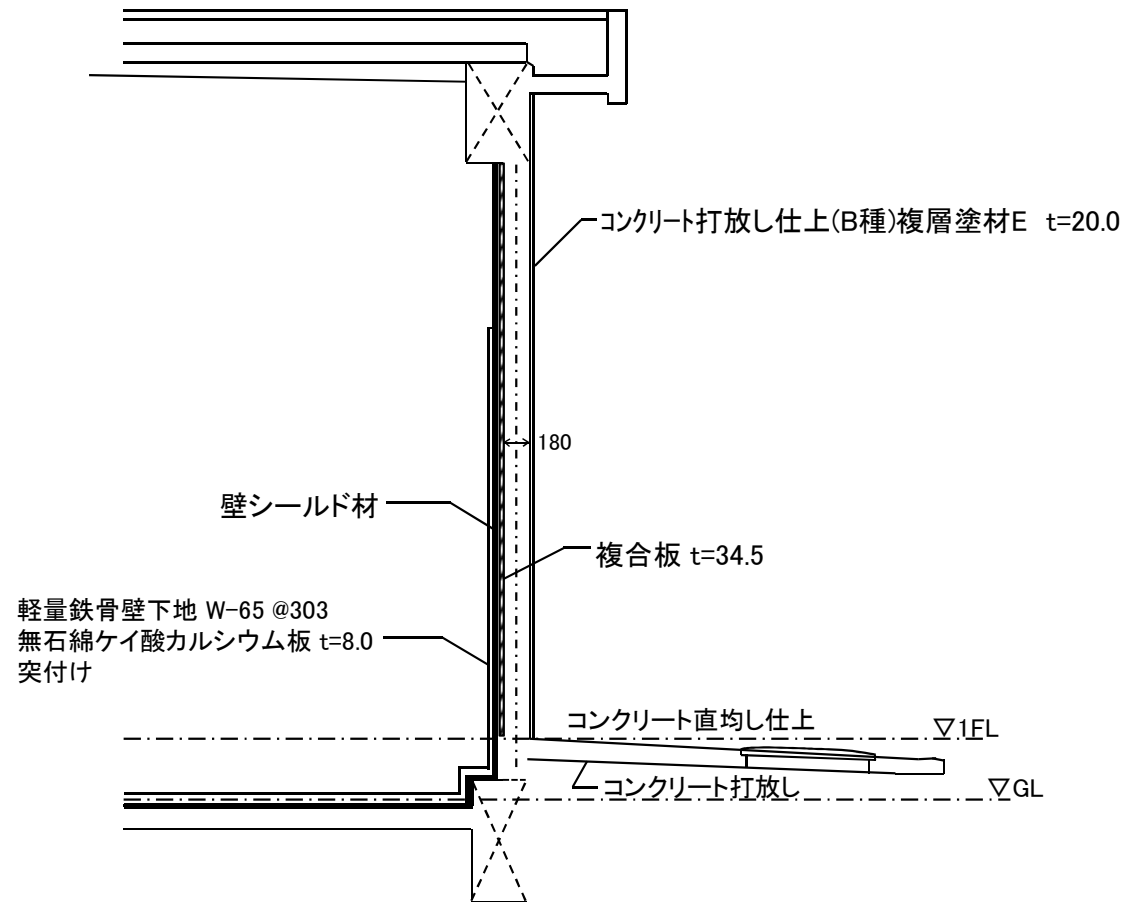


測面図

正面図

図 2 - 3 据付要領図 (機器室D)





※1 フィルターユニットと建屋外壁を金具で固定する際に使用するセットアンカーの埋込深さは70mm以下とする。

図3 建屋断面図